

ビジネスサポートQ&A 法律

従業員のメンタルヘルス



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

Q 当社の社員がうつ病になりました。会社の責任になるのでしょうか？

A うつ病になった原因が、会社の業務によるものであれば、労働基準法上の災害補償責任があります。その際、労災保険から保険金が支給されることになります。

また、社員がうつ病になったことについて、会社に過失などの帰責事由がある場合には、損害賠償責任が認められる恐れがあります。

Q 当該社員がうつ病のせいで自殺してしまいました。この自殺について、会社が責任を問われるのでしょうか？

A 自殺に至った事情など、ケースによつてさまざまですが、うつ病の原因が会社の業務に帰因するものか、うつ病に罹患することや自殺に至ることについて会社に過失があるか、会社が自殺を防止するためにとつた措置などを総合考慮して会社に損害賠償義務があるかが決せられます。

Q 仕事中の行動などから、うつ病ではないかと心配される社員がいます。このような社員に対して、精神科医の受診を命ずることが出来ますか？

A 就業規則において、会社が受診を命ずることが出来る旨の規程がある場合、合理性・相当性がある限り、労働者は受診義務があります。

また、就業規則に根拠規定がない場合であっても、合理的かつ相当な理由のある措置であれば、場合によっては受診を命ずることができるとされています（東京高判昭和六十一年十一月十三日）。

Q 体調不良を理由として頻繁に欠勤する社員がいるので、同社員に医師の診断書の提出を命じようと考えています。特に問題は無いでしょうか？

A 健康管理の必要性があれば、診断書の提出を命ずることが出来ます。

Q 二カ月の自宅療養が必要である」とする診断書を提出したうつ病の社員が、体調の良い日だけ出勤をしたいと言っています。会社はこれに応じなければなりませんか？

A 診断書において、自宅療養が必要であるとされている以上、当該社員を出社させずに自宅療養に専念させるべきです。場合によっては、産業医などの協力を得て本人の理解を求め、休職命令を発令し、療養に専念させる対応をとるのがよいでしょう。

Q パニック障害を持つ従業員にトラックの運転をさせていたところ、同従業員が運転中にパニック障害を発症させ、事故を起こしてしまいました。会社も責任を負わなければなりませんか？

A 運転手が不法行為責任に問われる以上、その使用者である会社も、運転に業務執行性が認められる限り、使用者責任を負います（民法七一五条）。また、仮にそのトラックが会社の所有物であれば、運行供用者として責任を負います（自動車損害賠償保障法三条）。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎〇一―六三一―二三〇〇